

---

**プロジェクト 収益認識に関する会計基準の開発****項目 第 90 回収益認識専門委員会で聞かれた意見**

---

**本資料の目的**

1. 本資料は、第 90 回収益認識専門委員会（2018 年 1 月 26 日開催）において審議した項目について、聞かれた主な意見をまとめたものである。

**公開草案に寄せられたコメントとそれらに対する対応案****（重要性について（質問 1：開発にあたっての基本的な方針に関する質問及び質問 4：代替的な取扱いに関する質問））**

2. 一般的な重要性の適用について、会計基準本文ではなく、結論の背景に記載することに賛成する。また、代替的な取扱いの適用に際して、金額的な影響を集計して重要性の有無を判定する要件を設けていないことを適用指針の結論の背景に記載することについては、実務上の運用を円滑にすると考えられ、賛成する。
3. 新基準では代替的な取扱いを定めていることにより、一般的な重要性と代替的な取扱いにおける重要性との関係の理解が容易ではないと考えられ、また実務における運用を円滑にするため、一般的な重要性の適用及び代替的な取扱いにおける重要性の適用について、結論の背景に記載することに賛成する。

**（質問 1：開発にあたっての基本的な方針に関する質問）**

4. 比較可能性が高まる根拠を示すべきであるとのコメントへの対応案について、日本基準の開発の議論であることに鑑みると、国際的な整合性との表現を用いるのがよいのではないか。

**（質問 3：会計処理に関する質問）**

5. ポイント制度については様々なものがあり、例えば他者に譲渡可能なポイントなどについて、契約負債の計上以外の会計処理もありうる旨を示すことを検討してはどうか。

**「収益認識に関する会計基準」の文案の検討**

6. 履行義務の充足に係る進捗度における「原価回収基準を適用する」という表現につ

いて、原価回収基準は会計基準ではないため、表現を見直すことがよいのではないか。

### 「収益認識に関する会計基準の適用指針」の文案の検討

7. 別の用途に転用できない資産の要件の判定について、IFRS 第15号の結論の根拠に基づいて記載を追加している部分に関して、どの要件について説明しているのか理解が容易になるよう、記載を見直すことがよいのではないか。

### 代替的な取扱いに関する検討

#### (割賦基準)

8. 新基準が適用される企業について、割賦基準を認めないこととすることは理解できるが、中小企業については、税務上、割賦基準が廃止されることの影響は大きい可能性があると考えられる。
9. (前回の専門委員会で聞かれた意見について) 英国のBTO(建設-譲渡-運営)案件のPFI事業において一定の期間にわたり収益を認識している事例がみられるのは、施設運営開始前の建設工事である。

→意見を踏まえ、前回の専門委員会で聞かれた意見の記載を修正した。

#### (電気事業及びガス事業における検針日基準)

10. 仮に検針日基準の適用時に定量的な注記を求める場合、定量的な情報の内容によっては、当該情報に基づく会計処理を行うべきとの議論が生じるのではないか。

#### (その他)

11. 代替的な取扱いの追加に関してコメントが寄せられ、審議の結果、追加しなかった項目については、その経緯などを結論の背景に記載することが考えられる。

### 設例に関する検討

#### ([設例32]有償支給取引)

12. 有償支給取引の経理処理は、これまで我が国において広く行われてきた実務慣行であり、[設例32]を前提とした場合、特に単体の棚卸資産管理(現物管理、受払管理、

仕損、原価差額、評価減、仕掛品勘定から製品勘定への勘定間処理など)が実態と乖離した実務を求められることとなり、実務上の工数の大幅増加など大きな混乱が懸念されると考えられる。そのため、事実認識や分析を踏まえ、取引実態と実務慣行を共有したうえで、今後の議論を進めるべきであると考えられる。また、可能であれば、有償支給取引に関して、IFRS や米国会計基準における取扱いの検討も今後の判断の参考になると考えられる。

13. 仮に[設例 32]を削除したとしても、公開草案で示された会計処理が実務上一律に要求される可能性があり、多様な契約形態の分析が必要になると考えられる。
14. 有償支給取引については、新基準の要件に照らした検討に時間を要すると考えられる。

#### **([設例 31]他社ポイントの付与)**

15. 自社で運営しているポイントが他社の商品・サービスの交換にも使用できる場合におけるポイントの付与については、他社の商品・サービスの交換にも使用できることにより、自社ポイントの付与とは異なる事項を実務上考慮することになると考えられ、コメント対応の記載を慎重に検討することが考えられる。

#### **(設例の追加：複数の財又はサービスを統合して提供するケース)**

16. IT 業界において、統合サービスを提供する取引は一般的であるが、会計処理の判断は難しいと考えられる。ただし、新基準において会計処理を判断するための要件は示されていると考えられるため、設例を追加するには至らないと考えられる。

#### **(設例の追加：ポイント付与)**

17. 連結グループ内にポイントの運営会社と発行会社が存在するケースについて寄せられたコメントは、連結調整の論点ではなく、個別財務諸表においては経済実態を表すが、連結財務諸表においては経済実態が異なることとなることが論点ではないか。
18. ポイントの付与については、多様なケースが存在し、設例の追加は困難であると考えられる。

### **可能性の閾値の表現に関する検討**

#### **(変動対価に関する可能性及び対価の回収可能性の閾値の表現)**

19. IFRS 第 15 号における「highly probable」を「可能性が高い」とする理由が、我が

国におけるこれまでの会計慣行に鑑みた結果であると示すことは必ずしも適切ではない可能性があるのではないか。

20. 変動対価に関する可能性の閾値を「可能性が高い」とすることに違和感はないが、対価の回収可能性の閾値を「回収可能性が過半であることが見込まれる」とすることは、実務上の判断の感覚からすると低いのではないか。
21. 企業会計原則注解(注 18)における「発生の可能性が高い」が IFRS における「highly probable」と同程度の閾値であるか否か明確ではなく、我が国におけるこれまでの会計慣行に鑑みたとの理由を結論の背景に記載することは、慎重に検討すべきではないか。
22. 新基準を適用する企業の多くは日本基準を適用している企業であるため、IFRS における可能性の閾値の表現への参照以外の説明も加えることを検討することが考えられるのではないか。
23. 変動対価に関する可能性の閾値の表現を「可能性が高い」とする場合、公開草案と比べて、当該閾値が下がったわけではないことを示す必要があると考えられる。

#### **(財又はサービスに対する保証に関する可能性の閾値の表現)**

24. 事務局の修正案について、状況を断定する表現となることは適切でないと考えられ、表現を見直す必要があると考えられる。

#### **無形資産のリース取引**

25. 会計基準案では、企業会計基準第 13 号「リース取引に関する会計基準」(以下「リース会計基準」という。)の範囲に含まれるリース取引を新基準の適用範囲外としており、実務においてリース会計基準で会計処理している取引について対応を変更する可能性がある修正は不要ではないか。事務局の修正案では、ライセンス供与について、新基準とリース会計基準の選択適用ができることとなり、混乱を招くことになるのではないか。
26. IFRS における無形資産のリースの適用範囲に関する事務局の分析について、ソフトウェア以外の無形資産のリース取引の例示が記載されているが、貸手のケースか借手のケースかが不明確であり、明確に示すことがよいのではないか。
27. ソフトウェアを開発した会社がソフトウェアを使用許諾する際には収益として会計処理を行っているが、リース会社が顧客にソフトウェアをリースする際にはリース会計基準が用いられていると考えられ、ソフトウェアについてはリース会計基準

が現行実務で広く用いられているとの記載は誤解を生じさせる可能性があると考えられる。

以 上